

和歌山県全市町村が実施する 医療費助成事業の審査支払事務を受託

- 平成 28 年 8 月診療分（9 月提出分）から、和歌山県北山村が実施する乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業を受託することとなりました。

この受託により和歌山県全市町村が実施する乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度心身障害者医療事業の審査支払事務を支払基金が受託することとなり、和歌山県全市町村の被用者保険分に係る当該医療費助成事業の請求については、各医療機関等より被用者保険分との併用レセプトにて社会保険診療報酬支払基金和歌山支部へ請求していただくこととなります。

- 地方単独医療費助成事業の審査支払事務を支払基金が受託することにより、医療機関等では、請求先が一つになり、事務負担が軽減されるだけでなく、電子レセプト請求への対応が可能となること、並びに実施主体である地方公共団体では、保険者との高額療養費の調整事務が軽減されるとともに医療費助成金の請求に審査結果が反映されることにより医療費の適正化が図られます。また、保険者にとっても付加給付の過払い防止につながるなどのメリットがあります。

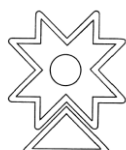
- 現在、支払基金は全国で 32 都道府県の地方公共団体が実施している医療費助成事業を受託しています。（都道府県別受託状況）

今後も、地方公共団体が実施している医療費助成事業の審査支払にお役に立てるよう受託に向けた働きかけを行ってまいります。

医療費助成事業とは

各都道府県及び市区町村（以下「地方公共団体」という。）において、患者が医療機関の窓口で支払う医療保険の一部負担金の全部又は一部を条例や実施要綱に基づき独自に地方公共団体の公費で助成する事業です。

医療費助成事業の助成方法としては、現物給付方式（助成金は地方公共団体が医療機関等に支払う）又は償還払い方式（患者は医療機関の窓口で一旦、一部負担金を支払い、後日、市役所等に還付申請を行う等）があり、現物給付方式であれば支払基金が受託することが可能となります。



社会保険診療報酬支払基金

— 基本理念・私たちの使命 —

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

<本件に関するお問い合わせ>

社会保険診療報酬支払基金 広報室広報課 E-mail:honbu@ssk.or.jp

TEL 03-3591-7441 内線(751・753) FAX : 03-3591-6708 <http://www.ssk.or.jp/>